

# 令和8年度 豊見城市 『幼稚園・認定こども園（1号認定）』 利 用 案 内



公立認定こども園（上田こども園） ※詳細はP 5～をご参照ください。		公私連携認定こども園・ 私立認定こども園・私立幼稚園
受付期間	【4月入園に係る一次受付期間】 令和7年11月17日(月)～ 28日(金)	希望施設に直接お問い合わせください。
STEP 1	市役所(保育こども園課)へ申込書類一式を ご提出ください	希望施設へ直接入園申込みを行います。
STEP 2	市役所から内定連絡を行います。 ※定員を超える場合、市役所で選考を行います。	各施設から内定の連絡を行います。 ※定員を超える場合、各施設で選考を行います。 施設経由で給付認定申請を行ってください。
STEP 3	園にて面談実施後、入園決定となります。	園から入園決定の連絡を行います ※面談等については、内定施設にご確認ください。

詳細は冊子内をご確認ください。

## ～ 幼稚園・認定こども園を教育利用(1号)する方 ～

この案内では、幼稚園・認定こども園（教育利用・1号）の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について重要なことを記載しています。利用申込みされるときは必ずお読みください。

※本冊子は令和7年9月に作成していますので、令和8年4月の状況と異なる場合があります。

※認可保育園や認定こども園の保育利用(2・3号認定)を希望する場合は、別冊『認定こども園・保育園等利用申込みのご案内』をご覧ください。

## I. 教育・保育給付認定について

新制度に移行した幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、保護者及び子どもの状況により3つの区分に分かれます。

### 【I. 教育・保育給付の認定区分】

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
施設利用区分	教育利用		保育利用
保育の必要性	なし		あり
対象施設	・幼稚園（新制度移行済） ・認定こども園	・認可保育園 ・認定こども園	・認可保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育等）
保育料	〈満3歳以上〉 無償化	〈3～5歳児クラス〉 無償化	〈0～2歳児クラス〉 住民税非課税世帯のみ無償化 ※住民税課税世帯は、課税額に応じて市が負担額を決定。
給食費	〈満3歳以上〉 施設ごとに設定された料金	〈3～5歳児クラス〉 施設ごとに設定された料金	

幼稚園（新制度移行済）や認定こども園の教育利用には、こちらの認定が必要です。

※保育利用をご希望の場合は、別冊《認定こども園・保育園等利用申込みのご案内（2・3号認定用）》をご覧ください。



### 【2. 認定区分ごとのイメージ】

〈1号認定〉		預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「施設等利用給付認定（新2・3号認定）」が必要です。※別途要手続	
開園日：月～金	教育標準時間：8時30分～14時00分	7:30	8:30
休園日：土曜、日曜、祝日、夏・秋・冬・春季休業日		14:00	18:30
預かり保育	教育標準時間	預かり保育	

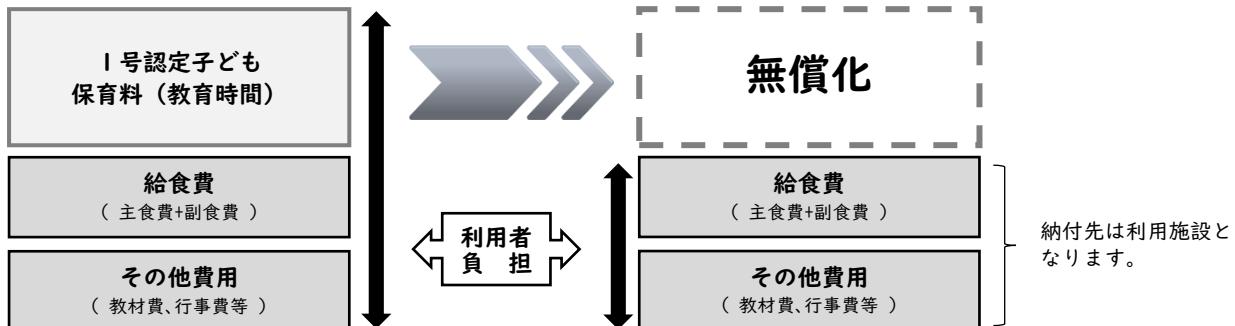
〈2・3号認定〉		保育標準時間		延長保育	
開園日：月～土	保育標準時間：7時30分～18時30分（最大11時間）	7:30	8:30	18:30	19:00
休園日：日曜、祝日	保育短時間：8時30分～16時30分（最大8時間）	7:30	8:30	16:30	18:30
延長保育	保育短時間	延長保育			

※開園時間等は各施設により異なります。施設一覧又は各施設に直接お問い合わせください。

## 2. 幼稚園・認定こども園の教育利用(1号認定)にあたって

### 【1. 利用者負担(保育料等)について】

令和元年10月からの幼児教育無償化により、1号認定(満3歳児～5歳児クラス)のお子さんの保育料は無料となります。なお、給食費や教材費、行事費などは無償化の対象とならず、保護者負担となります。



### 【2. 給食費について】

施設ごとに設定された給食費(主食費及び副食費)を各施設(公立を除く)にて実費徴収します。

ただし、住民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども、第3子以降の子ども(小学校1～3年生および認可保育所等に入園する兄姉が2人以上いる場合)、生活保護世帯、里親世帯については、副食費が免除されます。

#### 〈副食費徴収有無判定について〉

- ・住民税所得割額は保護者の合算額に基づき算定いたします。また、保護者の収入が生活保護基準に満たない場合で、かつ祖父母等と同居している場合には、祖父母等の税額を合算して算定することができます。
- ・住民税額を計算する際、調整控除と定額減税以外の税額控除は適用されません。
- ・毎年9月が副食費徴収有無判定の切り替え月となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度住民税額に基づき判定 (令和6年中の収入)						令和8年度住民税額に基づき判定 (令和7年中の収入)					

※未申告等のため課税情報が確認できない場合は副食費徴収対象となります。

### 【3. 預かり保育について】

保護者の就労等の理由により教育標準時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、預かり保育を利用することができます。施設ごとに預かり保育の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各施設にお問い合わせください。

7:30	8:30	14:00	18:30	詳細をCheck!
預かり保育	教育標準時間	預かり保育		

### 3. 利用手続きガイド

幼稚園・認定こども園の利用を希望する。



	手続き①	手続き②
	公立認定こども園（上田こども園） ※詳細はP 5～をご参照ください。	公私連携認定こども園・ 私立認定こども園・私立幼稚園
受付期間	【4月入園に係る一次受付期間】 令和7年11月17日(月)～28日(金)	希望施設に直接お問い合わせください。
STEP 1	市役所(保育こども園課)へ申込書類一式を ご提出ください	希望施設へ直接入園申込みを行います。
STEP 2	市役所から内定連絡を行います。 ※定員を超える場合、市役所で選考を行います。	各施設から内定の連絡を行います。 ※定員を超える場合、各施設で選考を行います。 施設経由で給付認定申請を行ってください。
STEP 3	園にて面談実施後、入園決定となります。	園から入園決定の連絡を行います ※面談等については、内定施設にご確認ください。

#### ■注意事項

- ・入園が決まった方には、教育・保育給付認定通知(支給認定証)を送付します。  
(上田こども園の4月入園については1月下旬頃送付予定。)
- ・心身に障がいを持っている、または発達支援保育を希望する場合は、先に「豊見城市発達支援保育審査会」を受ける必要があります。  
※詳しくは、豊見城市保育こども園課 (TEL:098-850-5088) に問い合わせください。
- ・校区外児童が小学校付設のこども園に入園した場合、付設された小学校への入学を保証するものではありませんので、予めご了承ください。  
※詳しくは、豊見城市学校教育課 (TEL:098-850-0035) に問い合わせください。

## 4. 『教育・保育給付認定』申請に必要な書類について

### 【全ての方が必要な書類】 «子ども1人につき1部»

- 令和8年度 教育・保育給付認定申請書(1号認定用)兼施設利用申込書 (以下、申込書) ※P9 記入例参照

### 【該当する方のみ必要な書類】 «世帯につき1部»

#### 世帯状況確認書類 [次のいずれかに該当する場合]

No.	世帯状況	確認書類
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育の必要な証明」の提出が必要です
4	里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
5	保護者の一方が市外在住の場合や、令和7年(または令和8年)1月1日時点で豊見城市に住所が無い場合	個人番号(マイナンバー)(申込書裏面に要記載) ※記載が難しい場合は令和7年度又は令和8年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書(全項目が記載されたもの)
6	在宅障がい者(児)のいる世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書

#### 【公立上田こども園を利用する希望する方のみ必要な書類】[次に該当する場合]

No.	世帯状況	確認書類
1	市外から転入予定で申込みされる方 [4月申込のみ] ※令和8年3月31日までに転入予定の方	以下の①・②のすべて ①転入に係る誓約書 <sup>⑨</sup> ②現住所の住民票謄本
2	校区内に転居予定で申込みされる方 [4月申込のみ] ※令和8年3月31日までに転居予定の方	転入に係る誓約書 <sup>⑨</sup>

○各種証明書類は提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

○市指定様式(⑨)は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから取得できます。

## 5. 公立認定こども園の利用案内（上田こども園・Ⅰ号認定）

公立上田こども園の利用については下記のとおりです。

公立以外の認定こども園や幼稚園のⅠ号認定での利用を希望する場合、申込時期や選考方法等については、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

### 対象児童

3歳児：令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日生まれ

4歳児：令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日生まれ

5歳児：令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日生まれ

### 施設情報

#### ■施設概要

施設名称	豊見城市立幼保連携型認定こども園 上田こども園
所在地	豊見城市宜保一丁目1番地4
定員	3歳児 10名、4歳児 20名、5歳児 35名
開園日	月曜日～金曜日
教育標準時間	8：15～14：00（昼食あり）
休園日	土曜日、日曜日、祝日、慰靈の日（6月23日）、夏季・秋季・冬季・春季休業日 その他市長が指定した日又は園長が特に必要と認めあらかじめ市長の承認を得た日

#### ■給食費

月額 5,000円（内訳）主食費：540円、副食費：4,460円※

※住民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども、第3子以降の子ども（小学校1～3年生および認可保育所等に入園する兄姉が2人以上いる場合）、生活保護世帯、里親世帯については副食費が免除されます。

納付期限：当月分を毎月25日（※土日祝にあたる場合は翌営業日）

納付方法：口座振替または納付書

※口座振替が可能な金融機関は、琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・ゆうちょ銀行です。

#### ■預かり保育

実施日	実施時間	費用
月曜日～金曜日	7：30～8：15	日額 300円
	14：00～18：30	日額 500円（おやつ代込み）
土曜日・長期休業日	7：30～18：30	日額 1,300円（おやつ代込み）

※休園日の預かり保育の利用については、給食準備・人員配置等が必要なことから事前申請が必要です。

※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります。別途手続きが必要となりますので、詳しくは、別冊パンフレットをご覧ください。

## 申込方法

### 【4月入園の申込み】(上田こども園・1号認定)

**1次受付は、校区内児童及び在園児のきょうだい児のみ受付を行います。**

その後、2次受付として校区外を含むすべての児童を受け付けます。2次受付終了後は随時受付（先着順）。

#### 1次受付

対象：校区内(転入・転居予定含む)に在住する児童  
引き続き上田こども園を利用する者のきょうだい児  
期間：令和7年11月17日(月)～令和7年11月28日(金) 8時30分～17時15分  
場所：豊見城市役所 保育こども園課（庁舎2階8番窓口）  
申込方法：①教育・保育給付認定申請書(1号認定用)兼施設利用申込書  
②該当する方のみ必要な書類【ひとり親世帯等】※詳しくは必要書類(P4)をご確認ください。

#### 抽選

入園申込みの締め切り後、定員(受入枠)を超える申込みがあった場合は抽選を行います。  
抽選結果等は後日お知らせいたします。  
優先順：(1)継続を希望する在園児 (2)校区内に在住する新規児童 (3)在園児のきょうだい児

#### 2次受付

対象：校区外を含む、すべての児童  
期間：令和7年12月15日(月)～令和7年12月26日(金) 8時30分～17時15分  
※受付場所や申込方法については、1次受付と同じです。  
※市外在住の方（転入予定は除く）は、お住まいの市町村を通して広域入所の手続きが必要です。  
お住まいの市町村へお問い合わせください。

#### 内定

(1月下旬予定)

内定した方へ内定通知を送付します。内定施設にてお子さんと一緒に面談を受けてください。  
※心身に障がいを持つかつ発達支援保育審査会にて集団保育が可能と判断された児童、または面談等にて特別な配慮を要すると思われる児童については、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留となることがあります。

#### 決定

(3月上旬予定)

入園が決定した方へ入園決定のお知らせをお送りします。

### 【5月入園以降の申込み】

随時受付を行いますので、必要書類(P4)を保育こども園課にご提出ください。

受入枠に空きがある場合は申込み順に順次案内します。

受入枠に空きがない場合は、空きが出た際にキャンセル待ちの順に随時ご案内いたします。

#### 注意事項

- 令和7年度の利用申込みされている方も、令和8年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。
- 郵送での提出の場合、未着について市は一切責任を負いませんので簡易書留など配達記録の残る方法を推奨しています。
- 心身に障がいを持っているまたは発達支援保育を希望される方は、追加書類や発達支援保育審査会へのご案内がありますので、保育こども園課(TEL:098-850-5088)までお問い合わせください。
- 申込み後、入園を辞退される場合は、必ず保育こども園課に連絡してください。

## 6. 市内の幼稚園・認定こども園の一覧（I号認定）

※各施設の情報は令和7年8月時点の内容です。令和8年4月に向け変更になる可能性があります。

下記一覧は概要を掲載しておりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

### 【幼稚園】

種別	施設名	所在地 連絡先	認定 区分	定員				開所時間 開所日	預かり保育・延長保育 を行う時間	預かり保育・延長保育の利用料		給食費
				3歳	4歳	5歳	計			月単位	時・日単位	
私立	聖マタイ幼稚園	豊見城 977-1 Tel850-3837	I号	28	17	15	60	08:00-14:00 (月-金)	①07:30~08:00 ②14:00~18:00 ③08:00~18:00(土・長期休日)	-	日額 450 円	施設へお問い合わせください。

※3歳の欄は、満3歳児も含む。

### 【認定こども園】

種別	施設名	所在地 連絡先	認定 区分	定員				開所時間 開所日	預かり保育・延長保育 を行う時間	預かり保育・延長保育の利用料		給食費
				3歳	4歳	5歳	計			月単位	時・日単位	
公立	上田こども園	宜保 I-1-4 Tel850-7876	I号	10	20	35	65	08:15-14:00 (月-金)	①07:30-08:15 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③07:30-18:30 (土・長期休日)	-	①日額 300 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円	主 0,540 円 副 4,460 円
公私連携	長嶺こども園	鏡波 1018-3 Tel851-3254	I号	5	5	5	15	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円	国基準の 7,500 円に 基づき各園 で設定して います。 (各施設へ 直接お問い合わせください。)
	座安こども園	座安 55-2 Tel987-0107	I号	7	7	11	25	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:30 (月-金) ③08:00-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円	
	豊見城こども園	高嶺 446-96 Tel851-5527	I号	8	8	9	25	08:15-13:45 (月-金)	①07:45-08:15 (月-金) ②13:45-18:15 (月-金) ③08:15-18:15 (土・長期休日)	-	①30分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円	
	伊良波こども園	伊良波 383 Tel850-5005	I号	5	5	5	15	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円	
	とよみこども園	根差部 579-1 Tel851-7391	I号	5	5	5	15	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円	
	豊崎こども園	豊崎 I-1190 Tel851-3887	I号	8	8	9	25	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円	
	ゆたかこども園	豊見城 601-2 Tel850-2700	I号	15	15	15	45	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:00 (月-金) ③08:00-18:00 (土・長期休日)	①2,000 円 ②7,000 円 ③7,000 円	①200 円/1日 ②500 円/1日 ③1,300 円/1日	
私立	おなが認定こども園	翁長 647-6 Tel850-1498	I号	5	5	5	15	09:00-14:00 (月-金)	①07:00-09:00 (月-金) ②14:00-18:00 (月-金)	7,000 円	日額 450 円	（各施設へ 直接お問い合わせください。）
	ゆたか認定こども園	高嶺 589 Tel850-5992	I号	8	8	9	25	09:00-14:00 (月-金)	07:00-09:00 (月-金) 14:00-18:00 (月-金)	9,000 円	-	
	認定こども園 とよみ保育園	真玉橋 238-1 Tel850-1122	I号	5	5	5	15	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:00 (月-金) ③08:00-18:00 (土・長期休日)	①3,000 円 ②7,000 円 ③7,000 円	①300 円/1日 ②500 円/1日 ③1,300 円/1日	
	認定こども園 レキオスキッズガーデン	豊見城 696-1 Tel987-1102	I号	5	5	5	15	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:00 (月-金) ③08:00-18:00 (土・長期休日)	①3,000 円 ②7,000 円 ③7,000 円	①300 円/1日 ②500 円/1日 ③1,300 円/1日	
	ドレミ認定こども園	名嘉地 333-2 Tel856-1822	I号	5	5	5	15	08:30-13:30 (月-金)	07:00-08:30 (月-金) 13:30-18:00 (月-金)	4,000 円	-	
	へいわだい認定こども園	宜保 3-4-6 Tel856-3588	I号	5	5	5	15	08:30-13:30 (月-金)	①07:00-08:00 (月-金) ②08:00-08:30 (月-金) ③13:30-16:30 (月-金) ④16:30-17:00 (月-金) ⑤17:00-18:00 (月-金)	①4,500 円 ②1,500 円 ③3,000 円 ④1,500 円 ⑤1,000 円	日額 450 円	

## 7. 幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の利用に関するQ&A

Q. 認定こども園に入園させたいのですがどこに申込みしたらいいですか。

A. 公立上田こども園をご希望の場合は保育こども園課にお申込みください。

公立以外の認定こども園をご希望の場合は、各施設にて申込書配布から受付を行います。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

※ 小学校区にあわせて入園をお考えの場合は豊見城市指定通学区域をご参照ください→



市HPへアクセスします

Q. 仕事をしていなくても認定こども園を利用できますか。

A. 3歳以上であればどなたでも利用ができます。ただし、保育の必要性がないため教育標準時間での利用となります。詳しくは、P1をご確認ください。

Q. 本年度の利用申込みを行い、現在キャンセル待ちです。次年度の利用申込みは必要ですか。

A. 令和7年度の利用申込みされている方も、令和8年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

Q. 令和7年4月の利用申込みをしましたが結果はいつ分かりますか。

A. 公立上田こども園は1月下旬頃に封書でお知らせいたします。

公立以外につきましては、各施設にて申込～選考～決定を行っておりますので直接施設にお問い合わせください。

Q. 保育料は無償化となりましたが、それ以外の費用はかかりますか。

A. 幼児教育無償化に伴い保育料は無償化となりましたが、給食費や教材費、行事費等は保護者の実費負担となります。かかる費用については、各施設にお問い合わせください。

Q. 副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか。

A. 保護者の市町村民税額に基づき副食費徴収の有無を決定します。未申告の保護者については税申告をしていただき保育こども園課までに申告した旨ご連絡ください。令和7年（または令和8年）1月1日時点で豊見城市に住所を有していない保護者は申込書に個人番号（マイナンバー）の記入、もしくは所得課税証明書を提出してください。

Q. 保護者ともに就労しているため預かり保育を利用していますが無償化の対象となりますか。

A. 保育の必要性の認定を受けることで無償化（上限額あり）の対象となります。別途「子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定）」の申請手続きが必要です。

Q. 2号認定で利用中ですが退職したため1号認定に切り替えて利用できますか。

A. 支給認定の変更は可能ですが、利用時間については利用施設にご確認ください。

Q. これから就労する予定ですが2号認定に切り替えて利用できますか。

A. 「申請書」及び保護者の「保育要件が確認できる資料（就労証明書等）」を揃え、保育こども園課にて申請手続きしてください。利用調整のうえ利用可否をご連絡いたします。

Q. 長期間お休みしたいのですが、手続等は必要になりますか。

A. 1か月以上登園しない場合は、休園届を提出してください。休園届の提出がない場合または正当な理由なく1か月以上休園する場合は退園となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（給食費等）は全額納付していただきます。

Q. 市外に転出しますが施設を継続して利用できますか。

A. 転出前に継続可否を利用施設にご確認ください。継続利用が可能な場合は転出先の自治体で認定手続きが必要です。

Q. 退園したい場合はどのような手続きが必要ですか。

A. 利用施設に退所届を提出してください。

## 8. 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書の記入例

### 記入例

### 令和8度 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書 ( I 号 認定用 )

年 月 日

豊見城市長 殿

署名または記名押印をお願いします

保護者氏名 豊見城 母美

裏面の同意事項に同意の上、次のとおり、子どものための教育・保育給付認定及び施設利用を申し込みます。

1 申請子ども	氏名	性別	生年月日		住所		
	ふりがな とみぐすく たろう	男 ・ 女	H・R 年 月 日 R8.4.1 時点の年齢(歳)		豊見城市字〇〇番地△△ 連絡先(優先順) ① 090 - 1234 - 5678 (続柄: 父) ② 090 - 5678 - 1234 (続柄: 母)		
	現在の保育状況				健康状況		
	<input type="checkbox"/> 認可保育園・こども園を利用 (施設名: ) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用 (施設名: ) <input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育 <input type="checkbox"/> 保護者が自宅外(勤務先) <input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が保育 <input type="checkbox"/> 親族以外が保育 <input type="checkbox"/> その他 ( )				<input type="checkbox"/> 心身障がい等 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(身障/療育/特児) <input type="checkbox"/> 通所受給者証 <input type="checkbox"/> 医療的ケア <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 発達支援保育の利用希望 <input checked="" type="checkbox"/> 無(※) <input type="checkbox"/> 有 の場合でも、①②で「有」に該当のある子どもは、豊見城市発達支援会にて審査を受けて頂く必要があります。 ①②③で「有」に該当する方は内容を記入して下さい。		
2 世帯員および同居者の状況 (申請子ども以外)	氏名	続柄	生年月日		居住状況	勤務先又は学校名	世帯状況
	豊見城 父男	父	H 1 年 1 月 1 日		同・別	豊見城小学校	<input checked="" type="checkbox"/> 下記該当なし
	豊見城 母美	母	H 2 年 1 月 3 日		同・別	豊見城中学校	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親に準ずる世帯 <input type="checkbox"/> 里親世帯等 <input type="checkbox"/> 保護者の一方が市外在住の場合 <input type="checkbox"/> 同一世帯に障がい者のいる世帯 (該当者の氏名: )
					年 月 日	同・別	
3 利用希望	期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日					
	施設名	〇〇こども園					
	預かり保育の利用 ※実際の利用は利用 施設への申込が必要 です。	<input checked="" type="checkbox"/> 利用希望しない。 <input type="checkbox"/> 利用希望する。(新2・3号利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) ※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定[新2・3号])」を受ける必要があり、別途手続きが必要となります。※既認定者は不要。					
	※「2世帯員及び同居者の状況(申請子ども以外)」は、保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。						
	記入例(裏面)						
	4 個人番号(マイナンバー)記入欄 「本人・父・母」は必ず全員記入してください。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。						
	令和7年1月1日の居住市町村( 那霸市 )、令和8年1月1日の居住市町村( 豊見城市 )						
	氏名	続柄	個人番号(マイナンバー)				
	豊見城 太郎	本人					
	豊見城 父男	父					
豊見城 母美	母						

申請する児童および父母のマイナンバーは必ずご記入ください。また、市外にお住まいだった場合は必ずその自治体名を記入してください。

※個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合は、令和7年度又は令和8年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。





《 豊見城市ホームページ 》 <http://www.city.tomigusuku.lg.jp>

トップ > 子育て・教育 > 育児 > 保育所・こども園・幼稚園



豊見城市  
TOMIGUSUKU CITY

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地  
豊見城市役所 こども未来部 保育こども園課  
TEL: 098-850-5088